

有料老人ホーム施設長（管理者）様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

消費税率の引上げ等に伴う有料老人ホーム事業の
運営及び変更届の取扱いについて

日頃より本府高齢福祉行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に成立し、令和元年10月1日から消費税率が10%（現行8%）に引き上げられます。

今般、当該改正に伴う有料老人ホーム事業の運営について厚生労働省老健局高齢者支援課長より令和元年9月18日付老高発0918号第1号にて通知がありました。

ついては、有料老人ホームの運営等に変更が生じた場合は老人福祉法第29条第2項の規定により変更の日から1月以内に届出が必要とされておりますが、消費税改正にかかる取扱いについては国通知の主旨を踏まえ、下記のとおりとしますのでご留意願います。

記

1. 税抜価格に変更がない場合（現在消費税込の金額で記載している場合を含む）

⇒変更届出書の提出は**不要**です。

（例①）食費1カ月 [現行]

[10月以降]

税抜40,000円（税込43,200円） ⇒ 税抜40,000円（税込44,000円）

2. 税抜価格に変更が生じる場合（現在消費税込の金額で記載している場合を含む）

⇒変更届出書を**提出**してください。

（例②）合理的理由をもって値上げする場合

税込43,200円（税抜40,000円） ⇒ 税込45,833円（税抜41,667円）

（例③）税込価格据え置きの場合

税込43,200円（税抜40,000円） ⇒ 税込43,200円（税抜39,272円）

3. その他

介護費用に係る一時金、その他詳細な取扱いについては、大阪府ホームページをご確認ください。<http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/yuryou/syuhizeiuppu.html>

【お問い合わせ先】

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ TEL06-6944-2675(直通)